

このニュースレターは、日本F H協議会会員の方にできるだけ早急にお知らせしなければならない情報や知っておいてもらいたい1つないし2つの情報を送ります。必要ならプリントしてあるいは保存しておいてください。

各県で行われている「**社会的養護推進会議**」（県によって名称が違うことも）等によってフォスタリング等が議題に上がってきていると思います。今回は佐賀県の児童養護施設が現在行っているファミリーホーム支援の一部を紹介します。以下は担当者からの文章です。

## 児童養護施設 聖華園におけるファミリーホーム支援

児童養護施設 聖華園 総括主任 荒木 康生

平成26年大舎制から小舎制への変換に伴い、3か所以上の小規模グループケアを実施するためには、次のような要件がありました。

- ア、本体施設におけるケアの単位をすべて小規模グループケアとする。
- イ、ファミリーホームを2か所以上開設またはその開設の支援をするとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携支援を行う。
- （ウ、省略）

これに伴い28年度より、新規開設予定のF H 2か所の準備支援を開始。厚労省から出た「ファミリーホームの設置を進めるために」を参考に以下の7点について、29年度より2ホームの支援を始めました。

### 支援内容は

- ① 必要に応じ、補助員として聖華園職員を派遣する。（業務委託契約を締結、F Hの養育者に対する職員派遣型レスパイトとしても実施）
- ② 事業主が一時的に養育不能になった場合（病気、事故及び旅行等）は、支援施設（聖華園）の職員が速やかに対応する。（業務委託契約を締結）
- ③ F H児童が佐賀市内等の高校に進学する場合は、児童の状況、希望に応じ、措置変更の受け入れについて、児童相談所に積極的に協議・調整を提案する。
- ④ 定期的に里親支援専門相談員が訪問し、困りごとの相談に応じる。
- ⑤ 処遇困難児への対応について、F Hから支援の要請があった場合、速やかに相談に応じるとともに、対応のための協議（ケース会議）を実施する。
- ⑥ 求めに応じて、F SW（ファミリーソーシャルワーカー）による家庭支援、看護師による健康管理、心理担当職員による心理面でのアドバイスを行う。
- ⑦ 求めに応じて、措置費請求などの事務処理に関し、支援施設（聖華園）からの助言を行う。

### その他として

- ・ 県内6 F Hの小学生を対象に、年4回実施するキャンプの参加児童の引率を実施し、養育者のレスパイトを行っています。
- ・ 29年度より、職員1名が佐賀県F H協議会の参与として活動支援を行っています。
- ・ 令和1年より佐賀県のみならず、九州各県協議会の研修委員に委嘱を受け、九州各県のF H養育者への研修支援を行う予定。



県フォスタリング機関として事業展開できるように佐賀県社会的養護推進計画において提案を行い、F Hと児童養護施設の先進的な関係づくりに努めていきたい、と思います。